

実験動物飼養施設の届出制度について

兵庫県動物愛護センター

1 条例制定経緯等

(1) 平成3年度 動物行政あり方検討会からの答申

- ① 動物保護行政の規範となる条例の制定
- ② 動物保護行政推進拠点の整備（動物愛護センター）
- ③ 県民活用による動物保護行政の推進 等

(2) 平成5年4月1日 動物の保護及び管理に関する条例制定

<条例の概要>

① 総則

目的、定義、県等の責務

② 動物愛護思想の高揚等

動物愛護思想の高揚、動物由来感染症、動物保護相談員

③ 動物の適正な飼養及び保管

特定動物飼養施設許可制度、動物取扱業の届出制度、実験動物飼養施設届出制度

④ 動物の収容

飼い犬の収容、譲渡、負傷動物の収容後の措置 等

⑤ 雑則

管理責任者の設置・講習会の受講、報告・立入、動物保護監視員（獣医師）

⑥ 罰則

★アンダーラインを引いた項目は、兵庫県独自の規定

(3) 平成12年12月1日 条例一部改正

- ① 名称を「動物の愛護及び管理に関する条例」に改正
- ② 動物取扱業の規制を削除（動物愛護法による規制）

(4) 平成18年6月1日 条例一部改正

- ① 特定動物飼養施設の許可制度等削除（動物愛護法による規制）
- ② 動物取扱業に対する動物取扱責任者設置、講習会受講義務を削除（動物愛護法で規定）

2 動物取扱業等の届出制度

(1) 動物飼養施設については、動物保護管理法第4条により、動物の飼養者又は占有者として動物の適正な保管に努めるよう規定されていた。

★動物の飼養者又は占有者が遵守すべき基準として、下記の総理府告示が制定された。

(2) そのため、動物取扱業等の届出の有無に関係なく、これらの施設において不適切な飼養・保管があった場合は、県が指導を行えると解釈していた。

★総理府告示は、飼養・保管者が守るべき遵守事項だが、県が指導するための指針と解釈。

(3) しかし、何か問題が生じてから指導を行うといった消極的な対応より、不適切な飼養・保管があった場合に迅速に対応できるよう、事前に営業等を行っている施設の把握を行うための届出制度を条例に盛り込むこととした。

★届出制度の規定根拠は、動物保護管理法第5条

(4) 動物取扱業等として届出を課すべき業態の検討を行った。

平成5年当時、動物の保護及び管理に関する法律（以下「動物保護管理法」）に基づき制定された総理府告示には、次のようなものがあったことから、「売買」、「展示」、「保管」、「貸出し」、「輸出又は輸入」、「訓練」、「美容」を届出対象業態とした。

総理府告示	想定される業態
犬及びねこの飼養及び保管に関する基準 （現「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」）	売買、展示、保管、貸出し、輸出又は輸入、 訓練、美容
展示動物等の飼養及び保管に関する基準	展示
実験動物の飼養及び保管等に関する基準 （現「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」）	実験動物飼養施設

(5) 実験動物飼養施設に関しては、大学のように「業」として位置付けができない施設もあることから、「売買」等の他の業態（動物取扱業）とは異なった規制が必要と判断し、別途届出制度を設けることとした。

(6) 実験動物飼養施設の届出制度創設に関しては、批判的な意見が強かったが、次の点から届出制度を創設するとした。

①総理府告示で「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」が制定されたということは、実験動物飼養施設も動物保護管理法に基づいて指導すべき動物の飼養者等の一つである。

②前述のように届出制度がなくても適正飼養指導が可能であるが、積極的な指導を行うために売買等の業態の届出制度を設けることとしたのに、実験動物飼養施設だけを届出制度を創設しないということは片手落ちである。

③届出制度に関する批判的な意見の理由としては、指導内容が明確ではなく、また実験内容にまで踏み込んだ指導を行わなければならない事態になるおそれがあるということであった。

しかし、指導内容は、実験動物の飼養及び保管等に関する基準からも明らかなように、動物の健康と安全の保持、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための適正な飼養・保管に限定されており、条例でも同様の遵守事項を定めることによって指導内容が明確になり、実験内容に踏み込まなくてもよいと判断。

<動物保護管理法>

第4条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第5条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

第6条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

★各自治体が制定していた「特定動物の飼養・保管条例」は、6条が根拠

3 実験動物飼養施設の届出制度の概要

(1) 実験動物の定義

教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する目的で飼養し、又は保管する動物（規則で規定）

<規則で規定されているもの>

牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、うさぎ、猿、ねずみ、鶏、あひる及びがちょう（これらの動物のうち、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究、畜産に関する育種改良又は動物の生態の観察を行うために飼養し、又は保管するものを除く。）とする。

(2) 実験動物飼養者等の遵守事項

動物の健康と安全の保持、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための適正な飼養・保管に関する下記の基準を規定。（動物実験の内容にまでは踏み込んでいない。）

なお、実験動物飼養者等は、条例で規定した基準の他、実験動物の飼養及び保管等に関する基準（総理府告示）も遵守しなければならない。

①動物の所有者等の遵守事項（条例第10条）

②実験動物の所有者等の遵守事項（条例第14条の2）

(3) 実験動物の飼養又は保管の届出等

①実験動物の飼養又は保管の届出（条例第25条）、届出済証（条例第26条）

届出を受理した後、受理証明として「届出済証」を交付した。

②管理責任者の設置（条例第32条）、管理責任者講習会の受講（条例第32条第3項）

条例では、「特定動物飼養・保管施設」、「動物取扱業」及び「実験動物飼養施設」が管理責任者を設置しなければならない施設としており、当該管理責任者に対しては、2年に1度知事が実施する講習会を受けなければならないこととした。

★平成11年の動物愛護管理法の改正に伴い、動物取扱業の届出制度が法で規定されることになり、さらに平成17年度の改正によって、登録制度となったことや取扱責任者の講習会受講義務が法で規定されることとなったことから、動物取扱業者に対する条例に基づく管理責任者設置規定と講習会受講規定を削除した。

しかし、特定動物飼養・保管施設、実験動物飼養施設への管理責任者設置と講習会受講規定はそのまま残した。

③立入調査、報告（条例第35条）

<参考>平成29年12月末実験動物飼養施設届出数

自治体	届出施設数	備考
兵庫県	24	<主な施設> 大学、自治体研究所、薬品会社、食品会社等
神戸市	37	
姫路市	2	
尼崎市	1	<飼養動物> げっ歯類（モルモット、ラット、マウス等）、 うさぎ、犬、猿、猫等
西宮市	7	
計	71	

○動物の愛護及び管理に関する条例

平成5年3月29日条例第8号

改正 平成25年6月13日条例第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する所要の措置を講ずることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)のある動物で哺乳類、鳥類及び昆虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い犬 所有者等のある犬をいう。
- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。
- (4) 実験動物 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用(以下「実験等」という。)に供する目的で飼養し、又は保管する動物で規則で定めるものをいう。
- (5) 施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。

(中略)

(動物の所有者等の遵守事項)

第10条 動物の所有者等(法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業(以下「第一種動物取扱業」という。)を営む者及び法第24条の2第1項に規定する第二種動物取扱業(以下「第二種動物取扱業」という。)を行う者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 疾病の予防等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 離乳前の動物の譲渡等を行わないこと。
- (4) 動物の種類、大きさ、習性、飼養数、飼養目的等に応じた施設を必要に応じて設けること。
- (5) 動物の汚物等を処理し、動物を飼養し、又は保管する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び收容するように努めること。
- (7) 動物がみだりに道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚し、又は損傷しないようにすること。
- (8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。
- (9) 動物の飼養又は保管の作業を行う者の健康管理に留意すること。

(中略)

(実験動物の所有者等の遵守事項)

第14条の2 実験動物の所有者等は、第10条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者に当該実験動物の適正な飼養及び保管に関する教育を行うこと。

(2) 実験動物が実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかったときは、人及び他の動物への伝染を防止するため、隔離し、獣医師の診察を受けさせる等必要な措置を講ずること。

(3) 実験動物の飼養又は保管の作業に従事する者の健康管理に留意すること。

(4) 実験動物が死亡した場合は、その死体を適切に処置すること。

(5) 施設は、必要に応じて飼養室、実験室等に区分し、実験動物が逃走できない構造とすること。

(中略)

第3節 実験動物の飼養又は保管の届出等

(実験動物の飼養又は保管の届出)

第25条 実験動物を飼養し、又は保管しようとする者は、施設ごとに、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特定動物のみを飼養し、又は保管する場合
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したものにおいて実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (3) 農林水産省設置法(平成11年法律第98号)第11条第1項に規定する動物検疫所において検査等のために実験動物を飼養し、又は保管する場合
- (4) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設において獣医師が診療のために実験動物を保管する場合
- (5) 実験動物を輸送する者が輸送のために当該実験動物を県内において3日を超えないで保管する場合

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 実験動物の種類及び数
- (3) 施設の所在地及び設置場所
- (4) 施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、施設の設置場所付近の見取図、施設の構造及び規模を示す図面その他知事が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、第2項各号に掲げる事項(実験動物の数を除く。)に変更があったときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第1項の規定による届出をした者は、実験動物の飼養又は保管を廃止したときは、その日から7日以内にその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(中略)

第5章 雑則

(管理責任者の設置等)

第32条 法第26条第1項の許可を受けた者又は第25条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定動物又は当該届出に係る実験動物を適正に飼養し、又は保管するために、規則で定めるところにより、管理責任者を置かなければならない。

ただし、法第 26 条第 1 項の許可を受けた者又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者が自ら管理責任者となる場合は、この限りでない。

2 法第 26 条第 1 項の許可を受けた者又は第 25 条第 1 項の規定による届出をした者は、管理責任者を置き、又は自ら管理責任者となったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも、また同様とする。

3 管理責任者は、規則で定める動物の適正な飼養及び保管に関する講習会を受けるように努めなければならない。

(中略)

(措置命令)

第 34 条 知事は、飼い犬が人の生命等に害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認められるときは、その所有者等に対し、人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 知事は、実験動物の所有者等が第 14 条の 2 の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、飼養又は保管の方法の改善その他実験動物の適正な飼養又は保管のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(報告徴収、立入調査等)

第 35 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の所有者等その他の関係者から当該動物の飼養又は保管の状況等について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その職員に、動物を飼養し、又は保管している場所に立ち入り、その飼養又は保管の状況等を調査させ、又は当該動物の所有者等その他の関係者に質問させることができる。

3 第 27 条第 4 項の規定は、前項の規定による立入調査等を行う場合について準用する。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(中略)

第 6 章 罰則

(罰則)

第 39 条 第 34 条第 2 項の規定による措置命令に従わなかった者は、30 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 15 条第 1 項の規定による届出(特定動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 16 条第 1 項の規定による通報を怠った者

(3) 第 25 条第 1 項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(4) 第 25 条第 4 項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものを除く。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者

(5) 第 34 条第 1 項の規定による措置命令に従わなかった者

(6) 第 35 条第 1 項の規定による報告(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の報告をした者

(7) 第 35 条第 2 項の規定による立入調査(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問(特定動物、動物取扱業に係る動物又は実験動物に係るものに限る。)に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(中略)

(過料)

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 25 条第 4 項の規定による届出(氏名若しくは名称、住所若しくは法人の代表者の氏名又は施設の所在地の変更に係るものに限る。以下この号において同じ。)を怠り、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 25 条第 5 項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

〇動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日規則第 37 号

改正 平成 25 年 8 月 20 日規則第 35 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例(平成 5 年兵庫県条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(実験動物)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める動物は、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、うさぎ、猿、ねずみ、鶏、あひる及びがちょう(これらの動物のうち、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究、畜産に関する育種改良又は動物の生態の観察を行うために飼養し、又は保管するものを除く。)とする。

(中略)

(実験動物の飼養又は保管の届出済証)

第 16 条 条例第 26 条の規則で定める届出済証の様式は、様式第 10 号のとおりとする。

(中略)

第 4 章 雑則

(管理責任者の設置の基準)

第 22 条 条例第 32 条第 1 項の規定による管理責任者の設置は、施設の所在地ごとに 1 人を原則として行わなければならない。

(管理責任者の設置の届出)

第 23 条 条例第 32 条第 2 項の規定による届出は、管理責任者設置(変更)届(様式第 15 号)により行わなければならない。

(講習会)

第 24 条 条例第 32 条第 3 項の規則で定める動物の適正な飼養及び保管に関する講習会は、知事又は知事が別に指定する者が実施する講習会とする。

2 管理責任者は、前項の講習会を 2 年ごとに 1 回以上受けるように努めなければならない。

(以下略)